

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：令和3年3月30日（火） 午前10時30分から
場所：東広島市市民文化センター アザレアホール

<次第>

- 1 令和3・4年度競争入札参加資格の認定並びに格付け及び発注基準について… 1
（令和3年4月1日認定予定） 【契約課】
- 2 入札又は見積書提出に係る「辞退届」の取扱いについて…………… 5
（令和3年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 3 総合評価落札方式一般競争入札の改正について〔再説明〕…………… 6
（令和3年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 4 災害実績条件付一般競争入札の試行について〔再説明〕…………… 8
（令和3年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 5 水道施設工事の発注方法について〔再説明〕…………… 10
（令和3年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 6 法定外の労災保険の加入について〔再説明〕…………… 11
（令和3年4月1日以降適用開始） 【検査課】
- 7 その他…………… 13
 - (1) 災害復旧工事の状況について 【災害復旧推進課】
 - (2) 建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の改正について
（令和3年4月1日以降適用開始） 【契約課】
 - (3) 近接して工事を発注する場合の諸経費調整の運用廃止について
（令和3年4月1日運用廃止） 【契約課】
- 8 質疑応答

東広島市

総務部 検査課 TEL082-420-0950

総務部 契約課 TEL082-420-0930

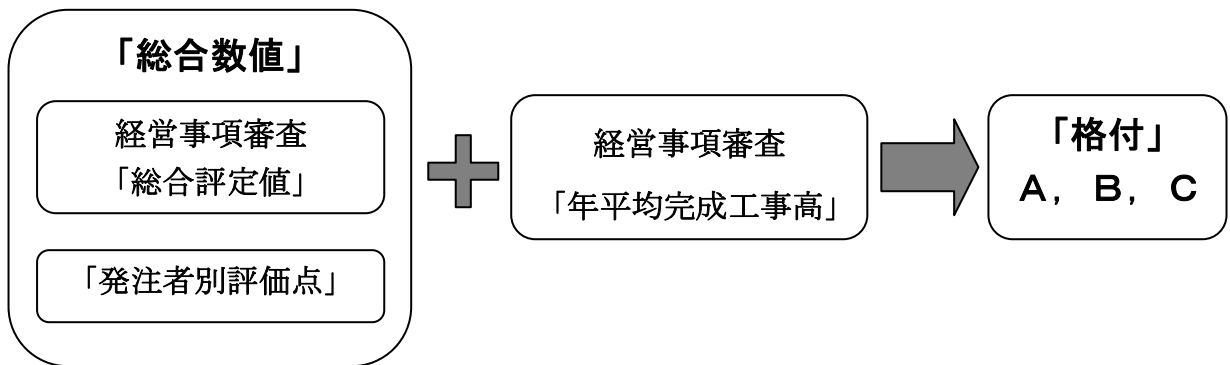
建設部 災害復旧推進課 TEL082-426-3091

1 令和3・4年度競争入札参加資格の認定（令和3年4月1日認定予定） 並びに格付及び発注基準について

(1) 令和3・4年度競争入札参加資格の認定

格付の認定は、経営事項審査の総合評定値に発注者別評価点を加えた「総合数値」と経営規模等評価結果通知書に記載されている年平均完成工事高を基に行います。

なお、「東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程」の建設工事種類別格付基準の改正は、ありません。



(2) 資格認定者数

地域区分	認定予定者数	前回認定者数※2
市内※1	170 者	167 者
県内	371 者	369 者
県外	371 者	356 者
合計	912 者	892 者

※1 「市内」とは、東広島市内に建設業法上の主たる営業所かつ登記の本店を有する者をいいます。

※2 平成31・32年度当初資格認定時の認定者数

(3) 令和3・4年度競争入札参加資格の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日までです。

ただし、令和5年4月1日以降においても令和5年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和5年度の入札参加資格が認定されるまで有効とします。

(4) 建設工事種類別格付基準及び格付別標準発注金額表

ア 建設工事種類別格付基準

次の表の区分に従い、格付（A，B，C）を決定し、認定します。

建設工事種類別格付基準

工事の 種類 格付	土木一式 工事	建築一式 工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
	A	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 680点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上
B	総合数値 650点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万 円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 600点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万 円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 630点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付A に該当す るものを 除く。)	総合数値 500点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 630点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 600点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)
C	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)

イ 格付別標準発注金額表

次の表の区分を基準に発注します。

格付別標準発注金額表

等級別 格付	請負対象設計金額							
	土木一式 工事	建築一式 工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	3,000万円 以上	3,000万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上
B	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満
C	1,000万円 未満	1,000万円 未満		750万円 未満	750万円 未満		750万円 未満	750万円 未満

【参考】災害復旧工事における格付別発注金額の特例

(H31. 3. 28 入札・契約制度説明会 3①災害復旧工事の執行について・抜粋)

災害復旧工事（土木一式工事）

等級別格付	請負対象設計金額
A	8,000万円以上
B	3,500万円以上 8,000万円未満
C	3,500万円未満

※下位の格付を対象とする工事であっても上位の格付の者を選定できるものとします。

※災害査定箇所単位を複数箇所まとめて1つの工事として発注する場合等においては、個々の工事単位（災害査定箇所単位）で最も設計金額が高額となる箇所の設計金額により発注する格付を決定するものとします。

2 入札又は見積書提出に係る「辞退届」の取扱いについて

(1) 趣旨

現行の制度において、市発注の建設工事等（建設工事並びに測量及び建設工事に関する設計調査その他建設コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の指名業者として「指名通知書」や「随意契約に係る見積依頼書」を受け取られた方は、その提出期限までに、指名競争入札においては入札書又は辞退届が提出されない場合、随意契約においては見積書又は辞退届が提出されない場合は、欠席となり、指名除外の対象となります。

※現行の制度において「辞退」する場合は、「辞退届」を提出しなければなりません。
（電子入札の場合は、電子入札システムを利用して辞退届を提出することが可能）



これについて、令和3年4月1日以降においては「提出期限までに入札書又は見積書の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなす」こととします。

※辞退届を提出期限までに提出しなくても「入札を辞退したものとみなす」ことにより、これを理由として、指名除外の対象になることはありません。
また、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることもありません。

↓
ただし、入札書又は見積書の提出を「辞退」する場合にあっては、本市としてはその意思確認を行いたいことから、従来どおり、辞退届を提出することとしてください。

※「指名通知書」や「随意契約に係る見積依頼書」を受け取られた方は、従来どおり、その提出期限にご注意ください。

(2) 施行

令和3年4月1日以後にする入札又は指名の通知に係る建設工事等について適用します。

※3月中に通知がなされたものについては、従前どおりの取扱いとなりますので、ご注意ください。

3 総合評価落札方式一般競争入札の改正について [再説明]

1 趣旨

価格と品質で総合的に優れた調達为推进を図るため、令和3年度も引き続き総合評価落札方式一般競争入札を実施します。

2 発注対象工事

(1) 簡易Ⅰ型

工事实績のほか、簡易な施工計画を求め評価するもの。

(2) 簡易Ⅱ型

工事实績を中心に評価項目を設定し評価するもの。

3 改正点

(1) 評価項目：災害対応活動の有無について

評価項目	令和2年度	令和3年度	配点
災害対応活動の有無	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、平成29年度から令和2年度に災害復旧工事の応札実績を6回以上有する者	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、令和元年度から令和3年度に災害復旧工事の受注実績を3回以上有する者	1.0点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、平成29年度から令和2年度に災害復旧工事の応札実績を3回以上有する者	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、令和元年度から令和3年度に災害復旧工事の受注実績を1回以上有する者	0.5点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結している者	(変更なし)	0.25点
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結していない者	(変更なし)	0点

※実績は東広島市発注のものに限る。

(2) 評価対象年度の改正

地域貢献の実績など評価の対象とする年度を改正します。

4 適用日

令和3年4月1日以降に公告する案件から適用します。

令和3年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可
I型	1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
		(4)品質の確認方法、管理方法の適切性					
	小計		6~10点		6~10点		
I型・II型 共通	2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間)※1	2点	○	○	○	○
		(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均)※2	2点	○	—	○	—
		小計		4点	2点	4点	2点
	3.配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む)※3	1点	○	○	○	○
		(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工 経験の有無(直近15年間)※1	1点	○	○	○	○
		(3)施工経験工事の従事形態 ※4	1点	○	○	○	○
		(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
		(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	1点	○	○	○	○
	小計		5点	5点	5点	5点	
	4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
		(2)東広島市域内における同種工事の元請施工 実績(直近15年間)※1	1点	—	○	—	○
		小計		—	2点	—	2点
	5.地域貢献の実績	(1)災害対応活動の有無	1点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
		(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリパー制 度)における活動実績の有無(前年度)	0.25点	○	○	○	○
		(3)東広島市公園里親制度活動の実績の有無 (前年度)	0.5点	○	○	○	○
		(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	1点	○	○	○	○
		(5)市内資材販売業者からの指定資材調達割合	1点	○	○	○	○
小計		3.75点	2.75点	3点	2.75点		
6.社会貢献	(1)障害者雇用の状況 ※5	0.25点	○	○	○	○	
	小計		0.25点	0.25点	0.25点	0.25点	
7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て 良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点)※6	5点	○	○	○	○	
	小計		5点	5点	5点	5点	
合計			18~28点	17~27点	17.25~ 27.25点	17~27点	

※1 平成18年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 平成30年度から令和2年度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、令和3年5月31日以前に公告を行う案件は、平成29年度から令和元年度(平成31年度)までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点 85点以上	2.0
平均工事成績評定点 65点~85点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※4 3.(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※5 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)とある場合に評価の対象とする。

※6 調査基準価格未満の応札者のうち、前年度に完了検査を受けた同一工種での低入札工事の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上の応札者と同様に評価する。

4 災害実績条件付一般競争入札の試行について [再説明]

1 趣旨

東広島市が発注する建設工事について、災害復旧工事を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を試行します。

2 内容

(1) 試行対象工事

試行対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク27件程度（各ランク各町3件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは、西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

平成30年度以降に東広島市が発注した災害復旧工事（土木一式工事）を3件以上受注した者とします。

※災害復旧工事は平成30年7月豪雨災害に限りません。また、今後発災した場合、それらを含みます。ただし、応急復旧等業務は含みません。

※災害復旧工事の発注方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を問いません。

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効とします。

3 適用日

令和3年4月1日以降に公告する案件から適用します。

東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程

別表第2（第4条関係）全部改正〔平成13年訓令9号〕

格付別標準発注金額表〔令和3・4年度〕

等級別 格付	請負対象設計金額							
	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	3,000万円 以上	3,000万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上
B	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満
C	1,000万円 未満	1,000万円 未満		750万円 未満	750万円 未満		750万円 未満	750万円 未満

5 水道施設工事の発注方法について [再説明]

1 変更内容

水道施設工事（配水管布設工事・配水管布設替工事）については、入札参加資格の認定業種を次のとおり変更します。

現行	発注工種	水道施設工事
	認定業種	<u>水道施設工事かつ土木一式工事</u>
変更後	発注工種	水道施設工事
	認定業種	<u>管径φ50mm以下 管工事</u> 管径φ50mm超 水道施設工事かつ土木一式工事

2 適用日

令和3年4月1日以降に公告・指名・又は見積依頼する案件から適用

6 法定外の労災保険の加入について [再説明]

1 趣旨

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、政府の労働者災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を目的とした保険契約の保険料等を、予定価格へ反映するために、土木工事において現場管理費率の改定を行いました。

このことから対象となる土木工事について、法定外の労災保険への加入を義務化します。

2 加入を義務化する法定外の労災保険

法定外の労災保険の加入先	(公財) 建設業福祉共済団、(一社) 全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社) 全国労働保険事務組合連合会、保険会社
保険の条件等	政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするもの 法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示

3 対象工事

「土木工事標準積算基準書」、「港湾請負工事積算基準」、「漁港漁場関係工事積算基準」、「土地改良事業等請負工事積算基準」及び「森林整備保全事業設計積算要領」を適用する土木工事

※ 対象工事については、特記仕様書に法定外の労災保険への加入義務を記載します。

4 適用日

令和3年4月1日以降に見積依頼、指名又は公告する案件から適用します。

7 その他

(1) 災害復旧工事の状況について【災害復旧推進課】

…資料の14・15ページをご確認ください。

(2) 建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の改正について

(令和3年4月1日以降適用開始)【契約課】

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の(建設工事)(コンサル等業務)(総合評価落札方式)の改正を行います。

改正点は、次の事項です。

※15年間の施工実績・工事経験に係る基準日の改正(H17.4.1→H18.4.1)

※総合評価落札方式の制度改正(6・7ページを参照)に係る改正

令和3年度以降の入札時には、改正内容を確認の上、参加いただきますよう、よろしく申し上げます。

改正後の東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項は、4月上旬に東広島市ホームページに掲載予定です。

(備考：維持管理業務については、改正の予定はありません。)

【建設工事・維持管理業務・総合評価落札方式】

ホーム > 組織から探す > 総務部 契約課
> 1 建設工事(入札・公告)
> 令和3年度一般競争入札情報(建設工事等)

【コンサル等業務】

ホーム > 組織から探す > 総務部 契約課
> 3 測量・建設コンサルタント等業務(入札・公告)
> 令和3年度一般競争入札情報(コンサル等業務)

(3) 近接して工事を発注する場合の諸経費調整の運用廃止について

(令和3年4月1日運用廃止)【契約課】

…資料の16～18ページをご確認ください。

(1) 災害復旧工事の状況について

被災件数 1,730 件に対し、令和 3 年 2 月末現在の進捗率（完了、工事中、廃工の合計件数）は、8 割を超えている。一方、工事の完了率は 3 割程度に留まっており、令和 3 年度は工事が最盛期を迎えるものと見込まれる。

下表の 1,730 件の他にも、小規模で維持的に対応する工事も引き続き並行して実施する必要がある。

施設別復旧工事対象着手率（平成30年7月豪雨災害復旧・復興プランに掲載の施設）

（2月末時点）

施設種別	着手率	着手件数	対象件数	施設種別	着手率	着手件数	対象件数
河川	84%	168	215	学校施設	100%	3	3
道路		256	287	農地	88%	573	619
港湾		2	2	農業用施設		339	409
橋梁		11	16	林道		50	61
がけ地		7	7	上水道施設	77%	44	57
公園	100%	21	21	下水道施設	100%	33	33

※ 着手件数は、復旧工事対象件数のうち工事完了、契約済、廃工（自己復旧や営農休止など）の件数です。

※ 対象件数は、1件につき近傍の被災箇所をまとめている場合があります。

※ 上水道・下水道施設の仮復旧は100%完了しています。

災害復旧工事にあたって、ご協力をいただきありがとうございます。

令和 3 年 4 月以降も施工現場を支援する外部委託業務を継続して実施します。

詳細は担当へお尋ねください。

担当：
建設部災害復旧推進課
TEL:082-426-3091

災害復旧状況報告パネル展示について

1 展示の名称 「平成 30 年 7 月豪雨災害復旧状況パネル展示」

2 目的 平成 30 年 7 月豪雨災害復旧の状況を市民に周知することを目的に、工事写真や進捗率の情報をパネルにして展示する。また、施工業者の情報を明記することで、災害復旧工事への取組みに対する感謝の意を示すもの。

3 日時・場所

日時：令和 3 年 3 月 15 日（月）～3 月 19 日（金）

場所：市役所 1 階ロビー

※ 本庁展示が終了後、引き続き、西条町、八本松町、志和町、高屋町分については市役所 6 階で展示し、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町分は各支所ロビーで展示する。

※ 写真を更新する 3 ヶ月毎に本庁ロビーで展示を行う予定。

4 展示内容

- ・パネル（A1 サイズ×18 枚）展示
- ・町毎にパネルを 2 枚作成

1 枚目・・・工事進捗状況の件数

- ・直近で工事完了や工事中の場所と写真を数か所
- ・工事に協力をいただいている施工業者一覧

2 枚目・・・工事進捗状況の地図



5 情報更新

- ・工事進捗状況の件数と地図は、毎月初めに情報を更新して差し替える。
- ・写真は 3 ヶ月毎に更新し、写真を更新する 3 ヶ月毎に本庁ロビーで展示を行う。

(3) 近接して工事を発注する場合の諸経費調整の運用廃止について

1 趣旨

一般競争入札による市発注の建設工事において、工事場所が近接しており、発注工種が同一である等の一定の要件を満たす対象工事を、同一の事業者が発注する場合は、諸経費（現場管理費・一般管理費・共通仮設費）の調整を行っています。



これについて、令和3年4月1日以降においては、近接して工事を発注する場合の諸経費調整の運用を廃止します。

2 施行日（廃止）

令和3年4月1日

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

令和2年7月14日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 工事名 令和2年度 コミュニティ推進事業 上三永第二会館改修工事
- 2 工事管理番号 7-102-0162
- 3 工事場所 東広島市西条町上三永
- 4 工事概要
 - 【建物概要】
 - 木造 平屋建 延床面積 A=121.73m² 昭和60年竣工
 - 【工事概要】
 - 屋根改修、外壁改修、内装改修、照明設備改修(LED化)他
 - 【主要資機材】
 - 屋根材(カラーガルバリウム鋼板) A=186m²、外壁複層塗材E A=137m²、ウェザーカバー N=6個、LED照明器具 N=23個
- 5 工期 契約日の翌日から令和3年1月25日まで
- 6 予定価格 11,608,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 7 最低制限価格 有り
- 8 建設工事の種類 建築一式工事
- 9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(5)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	建築一式工事			
(2) 東広島市水道局指定給水装置工事事業者の指定	不要			
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	不要			
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	広島県内に主たる営業所を有する者			
(5) 認定等級又は総合数値及び年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※総合数値とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定するもので、平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、平成31・32年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。	ア	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A又はB
			年平均完成工事高	問わないものとする
	イ	上記アに加え、東広島市西条町（昭和49年4月20日前の西条町の区域）に主たる営業所かつ本店を有する者	認定等級（格付け）	A、B又はC
			年平均完成工事高	問わないものとする
ウ	広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（ア、イを除く）	総合数値	800点以上	
		年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上	
エ	広島県内に主たる営業所を有する者（ア、イ、ウを除く）	総合数値	850点以上	
		年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上	

1 0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
- (2) 落札者は契約後、次のいずれにも該当する技術者を主任技術者として配置しなければならない。
 - ア 建築工事業に係る主任技術者の資格を有する者
 - イ 建築一式工事の経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者
 - ウ 配置時点で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること）にある者
 - エ 配置時点で、他に配置されている工事が4件以下で、いずれも専任技術者を要件とせず、かつ請負金額が7,000万円（税込）未満であること。ただし、他に配置されている工事がいずれも1,500万円（税込）未満である場合は、この限りでない。
- ※請負対象設計金額（税込）3,500万円未満（建築一式工事にあつては、7,000万円未満）の災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する特例措置を講じている。詳細は、「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」を参照すること。
- (3) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
- (4) 完全電子案件：共通公告1(12)参照
- (5) 電子くじ実施対象案件：共通公告5C(3)参照
- (6) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告5I参照

(7) 諸経費合算対象案件

この工事の請負人が、指定工事（建設工事請負契約約款特約事項第15項に定めるもの）の請負人である場合には、建設工事請負契約約款特約事項第15項に定める調整後の請負代金額をもって当初契約することとする。当該工事の指定工事は次のものとする。

令和2年度 コミュニティ推進事業 上三永第三会館改修工事

1 1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用して速やかに提出すること。

なお、次の提出資料は入札時に提出できるものとする。

- 開札日の前日から1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- 9(5)ウに該当する者で落札候補者となった者は、当該営業所の記載された建設業許可申請書別紙二の写し

1 2 日程等に関する事項

手 続 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和2年7月14日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 質 回	<p>《参考》</p> <p>諸経費調整を適用する場合の入札公告の記載（現行の運用）</p> <p>→ 令和3年度からは、諸経費調整の運用を廃止します。</p>	
入 札 期 間	(午前9時～午後5時) 及び 令和2年8月4日 (午前9時～午後4時)	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開 札 日 時	令和2年8月5日 午前9時10分	電子入札室（本館4階）で行う。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1 3 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）